

(仮称)札幌市安全・安心な食のまち推進条例 骨子案についてご意見を募集します

意見募集期間：平成24年(2012年)9月21日(金)～10月22日(月)【必着】

「食の安全・安心」は、私たちの生命や健康を守り、豊かな食生活を送るために最も基本となるものです。また、札幌市の食産業や観光を支える大切な基盤でもあります。

札幌市では、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を目指し、市民・事業者・札幌市が連携・協働し、食の安全・安心への取組を進めていくため、「(仮称)札幌市安全・安心な食のまち推進条例」の制定を検討しています。

このたび、条例の素案を作成しましたので、皆様からのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見を考慮して、今後さらに検討を行い、条例案として札幌市議会に提出する予定です。なお、お寄せいただいたご意見の概要は、ご意見に対する札幌市の考え方とあわせて、平成25年2月頃にホームページなどで公表いたします。

≪意見募集要領≫

1 意見募集期間

平成24年(2012年)9月21日(金)～10月22日(月)【必着】

2 提出方法

「ご意見記入用紙」か、これに準じた様式にご意見を記載の上、下記の提出先へ持参、郵送、ファックス、電子メールにより提出してください。

直接お持ちいただく場合の受付時間は、平日の8時45分～17時15分となります。

また、電子メールによる場合は、ウイルス感染を避けるため、ファイルの添付はせず、お使いのメールソフトの件名に「(仮称)札幌市安全・安心な食のまち推進条例(骨子案)に対する意見」と記載し、メールの本文にお名前・ご住所とともに、ご意見を記載し送付してください。

- ※ 電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。
- ※ ご意見の提出に当たっては、お名前・ご住所をご記入ください。
(ご意見などの概要を公表する際には、お名前・ご住所は公開しません。)
- ※ ご意見への個別の回答はいたしませんが、同じ趣旨のご意見をとりまとめて公表する予定です。

3 提出先・お問い合わせ先

札幌市保健所食の安全推進課

住所：〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 W E S T 19 ビル 3 階

電話：011-622-5170 F A X : 011-622-5177

電子メール：shoku-anzen@city.sapporo.jp

4 資料の配布・閲覧場所

- ・市役所本庁舎 市政刊行物コーナー（2階）
- ・保健所 食の安全推進課（中央区大通西 19 丁目 W E S T 19 ビル 3 階）
広域食品監視センター
(中央区北 12 条西 20 丁目 中央卸売市場青果棟 3 階)
- ・各区役所 市民部総務企画課広聴係
保健福祉部健康・子ども課（保健センター）
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市消費者センター
- ・札幌市産業振興センター
- ・札幌中小企業支援センター

※ 札幌市公式ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/jorei/publiccomment.html>

市政等資料番号
01-E06-12-1085

(仮称)札幌市安全・安心な食のまち推進条例 骨子案に対するご意見記入用紙

※ 用紙が足りない場合は任意の別紙にご記入ください。

お名前 〔法人又は団体の場合は、 その名称及び代表者の氏名〕	
ご住所 〔法人又は団体の場合は、 主たる事務所の所在地〕	

ご意見 (※ どの項目へのご意見か、わかるようにお書きください。)

【提出先】札幌市保健所食の安全推進課

〒060-0042

札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST 19 ビル 3 階

FAX : 011-622-5177

Eメール : shoku-anzen@city.sapporo.jp

- ※ 持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかによりご提出ください。
- ※ ご意見への個別の回答はいたしませんが、同じ趣旨のご意見をとりまとめて公表する予定です（お名前・ご住所は公開いたしません。）。
- ※ 個人情報は札幌市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。